

令和6年度

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

【部会：生活介護・施設入所】

佐賀県健康福祉部障害福祉課



# 【目次】

- I 根拠規定
- II 運営指導等における「よくある指摘」
- III 令和6年度生活介護・短期入所・施設入所に係る報酬改定内容について

# I 根拠規定

指定基準及び報酬、加算の根拠となる関係法令等は以下のとおりです。

## 1 指定基準関係

### (1) 指定基準省令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）

### (2) 解釈通知

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## 2 報酬、加算関係

### (1) 報酬告示

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

### (2) 留意事項通知

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## II 運営指導等における「よくある指摘」

### 1 指定基準関係

#### (1) 人員について

- ☑ 非常勤職員の有給取得日を常勤換算に含めている。

#### 【ポイント】

常勤換算方法(※1) (関係法令等：解釈通知第二の2)

- 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課 平成19年12月19日付け事務連絡  
障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.2)問6

(問) 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

【常勤職員】 上記理由等により欠勤している場合、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

【非常勤職員】 上記理由等により欠勤している場合、**常勤換算に入れることができない。**

#### ※1 常勤換算方法

従業者の勤務延べ時間数を、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

## (2) 人員について（生活介護）

- ☑ 人員基準上、必要である医師を配置していない。

### 【ポイント】

**医師の配置**（関係法令等：指定基準省令第78条第1項第1号、解釈通知第五の1の（1））

### 【基準】

- ・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならない。
- ・なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医（※2）を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。
- ・また、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しないことができる。
- ・医師を配置しない場合は、本体報酬から12単位／日が減算される。（報酬告示第六の1の注9、留意事項通知第二の2の（6）の②）

### ※2 嘱託医

嘱託医を確保することによって、人員基準上必要とされる医師は配置されているとみなすことができ、基準省令第91条に規定がある協力医療機関を定めることでは満たすことができない。

## 2 運営関係

### (1) サービス提供の記録について

- ☑ サービスを提供した際の記録が具体的に記されていない。
- ☑ 利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていない。

#### 【ポイント】

記録の方法、頻度、利用者からの確認（関係法令等：指定基準省令第19条、解釈通知第三の3の（9））

#### 【基準】

- ・ サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数等必要事項を、**後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。**
- ・ また、サービス提供の記録に際しては、支給決定**障害者等から** サービスを提供したことについて**確認を受けなければならない。**

## (2) 個別支援計画について

- ☑ サービスを提供した際の記録が具体的に記されていない。
- ☑ 個別支援計画の作成に係る会議を実施していない、又は開催した記録を確認することができない。
- ☑ 利用者又はその家族に対して説明及び同意を得ていない。
- ☑ モニタリングや個別支援計画の見直しが行われていない。
- ☑ 個別支援計画を利用者に交付していない

### 【ポイント】

個別支援計画の作成の流れと手順（関係法令等：指定基準省令第58条、解釈通知第四の3の（7））

### 【基準】

- ア サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法より、利用者について、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- イ アセスメントに当たっては、利用者に対して面接して行わなければならない。この場合、サービス管理責任者は、面接趣旨を利用者に対して、十分に説明し、理解を得なければならない。

ウ サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。

エ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

オ サービス管理責任者は、個別支援計画の原案内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

カ サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しなければならない。

キ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後モニタリングを行うとともに、少なくとも6か月に1回（自立訓練については、3か月に1回）以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画変更を行うものとする。

《注：個別支援計画作成に係る会議については、令和6年度報酬改定で利用者本人等を参加させるよう、変更されています。》

### (3) 非常災害対策について

- ☑ 非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資）及び資機材など必要物資が配備されていない。

#### 【ポイント】

非常災害対策（関係法令等：指定基準省令第70条、解釈通知第四の3の(19)、佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第3条第1項第3号）

#### 【配備すべき物資の例】

入所施設においては3日分、通所施設においては1日分の物資の配備が必要。

物資	備考
飲料水、生活用水	一人一日3リットルが目安
非常用食料品	一日分=3食分 レトルト食品や缶詰、フリーズドライ食品等
衛生用品	紙おむつやウェットティッシュ、ナプキン等の衛生用品や、ポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品
医薬品	施設の医務室等が医療法に基づく病院又は診療所に当たらない場合は、医師の処方せん等がなければ入手できない医療用医薬品の備蓄は不可
エネルギー源	停電時に備えた自家発電装置や自家発電に必要な燃料・冷却水の備蓄並びに、都市ガスの供給停止に備えたプロパンガス調理器具や薪等

(参考：障害者支援施設等の防災計画策定マニュアル)

## (4) 身体拘束について

- ☑ やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ☑ また、個別支援計画に明記するとともに、本人・家族に十分に説明し、了解を得ること。

### 【ポイント】

**身体拘束等の禁止**（関係法令等：指定基準省令第73条等）

### 【基準】

- ・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ・平成30年度から、身体拘束を行っているが記録がなかった場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について減算される。（5単位/日）
- ・また、個別支援計画への記載とともに、利用者及び家族に説明し、同意を得なければならない。《注：身体拘束未実施減算の単位数については、令和6年度報酬改定で変更されています。》

**【具体例】**（関係法令等：「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成29年3月）P99）  
身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※厚生労働省HPに掲載されている「障害者虐待防止と対応の手引き」等も参照すること。

**【厚生労働省ホームページ】**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

☆ 令和3年4月の報酬改定において、業務継続計画の策定、感染対策委員会、身体拘束等適正化対策検討委員会の設置が義務付けられたため、適切に運営すること。

## (1) 欠席時対応加算について（生活介護）

- ☑ 前々日より前に利用を中止した場合に算定していた。
- ☑ 利用者の状況や相談援助の内容等を記録していなかった。また、具体的な記録がなかった。
- ☑ 1回の相談援助に対して、複数の請求を行っていた。  
(例：3日分まとめて欠席の連絡を受け、3日分算定)

### 【ポイント】

欠席時の記録（関係法令等：報酬告示別表第6の7、留意事項通知第二の2の(6)の⑨)

### 【加算の算定要件】

- ・利用者が、事業所の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合（※3）において、従業者が、利用者又はその家族等との**連絡調整その他の相談援助**を行う（※4）とともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、**1月につき4回を限度に算定**できる。

※3 利用を中止した場合

急病等によりその利用を **中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡**があった場合のことをいう。

※4 連絡調整その他の相談支援

電話等により当該 **利用者の状況を確認**し、引き続き事業所の **利用を促すなどの相談援助を行う**とともに、その **内容を記録する**ことが必要。

(参考) 欠席時の対応記録票 (例)

利用者	氏名		
対応者	氏名		
欠席日	○月○日	欠席の連絡があった日	□月□日
連絡調整の方法	口頭・電話・その他 ( )		
利用者の状況	(例) 体調不良 (腹痛・発熱△△、△度 等) 元気になったら、行きます。		
相談支援の内容	(例) 病院に行って、安静にしてください。		
次回利用予定日	○月○日		

## (2) 食事提供体制加算の算定について

- ☑ 短期入所及び生活介護を併せて実施する事業所（食事は厨房で一括して調理）において、日中活動として生活介護を利用し、そのまま短期入所を利用して宿泊した利用者に対して、短期入所と生活介護のそれぞれで食事提供体制加算を算定していた。

### 【ポイント】

**食事提供体制**（関係法令等：報酬告示別表第6の10、留意事項通知第二の2の(6)の⑫、第二の2の(7)の⑪)

### 【加算の算定要件】

- ・調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等、事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所において、食事の提供を行った場合に、算定できる。

### 【留意事項】

- ・1日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。

《注：加算の算定要件については、令和6年度報酬改定で変更されています。》

### (3) 送迎加算の算定について

- ☑ 送迎実績がないにもかかわらず送迎加算を算定していた。

#### 【ポイント】

送迎の記録（関係法令等：報酬告示別表第6の12、留意事項通知第二の2の(6)の⑭)

#### 【加算の算定要件】

・利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、**片道につき所定単位数を加算**する。

#### × 誤った請求の例

- ① 送迎実績の管理・把握ができていない。
- ② 「利用していれば往復での送迎加算を請求」のルールで漫然的に算定しており、早退・遅刻等を考慮していない。 など

#### 【平成24年度報酬改定Q&A】

問110 徒歩による送迎に職員が付き添った場合でも加算の対象となるのか。

(答) 送迎に係る経費は生じていないため、算定できない。

## (4) 短時間利用減算について（生活介護のみ）

- ☑ 利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割以上であるが、減算していない。（100分の70の減算。）

### 【ポイント】

利用時間の記録（関係法令等：報酬告示別表第6の1の注5、留意事項通知第二の2（6）②）

### 【減算が適用される要件】

- ・ 前3月における生活介護の利用者のうち、平均利用時間（※5）が 5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合。

### 【留意事項】

- ・ 「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。
- ・ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。
- ・ 利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情（※6）により5時間未満の利用となった利用者を除く。

《注：短時間利用減算については、令和6年度報酬改定で共生型及び基準該当のみが対象です。》

※5 **平均利用時間**

前3月において当該利用者が生活介護を利用した時間の合計時間を、当該利用者が生活介護を利用した日数で除して得た時間。

※6 **やむを得ない事情**

利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提。

## (5) 重度障害者支援加算の算定について

- ☑ 対象者利用していない日に体制加算（7単位）を算定していた。
- ☑ 基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者が配置なされていない。
- ☑ 基礎研修修了者の勤務数に応じた算定がなされていない。

### 【ポイント】

利用者の受給者証（関係法令等：報酬告示別表第6の7の2、留意事項通知第二の2の（6）の⑩）

基礎研修修了者の確認（関係法令等：報酬告示別表第6の7の2、留意事項通知第二の2の（6）の⑩）

### 【加算の算定要件】

- ・ **加算の対象者**（認定調査等における行動関連項目の点数が合計10点以上に該当するもの）が **1人以上利用している** こと。

⇒対象者は、基本的には“**受給者証**”で確認する。

（受給者証で確認できない場合等は、市町へ確認を取ること。）

- ・ 個別の支援の評価については、**基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定**できるとし、適切な支援を行うため、**生活介護の従事者として4時間程度は従事する**必要があることに留意すること。

## (6) 入院・外泊時加算(Ⅱ)の算定について(施設入所支援)

- ☑ 訪問支援の記録がないにもかかわらず加算を算定していた。
- ☑ 1週間に1回以上の訪問を実施していないにもかかわらず加算を算定していた。

### 【ポイント】

訪問支援の記録（関係法令等：報酬告示別表第9の6、留意事項通知第二の2の(9)の⑨）

### 【加算の算定要件】

- ・ **9日を超える入院**にあたっては、特段の事情のない限り、**原則として1週間に1回以上**、**病院又は診療所を訪問**し、入院期間中の被服等の準備や相談支援など、**日常生活の支援を行い**、当該**支援の内容を記録**した場合に算定する。

### 【具体的な算定期間】（平成29年2月15日付け障第4057号障害福祉課長通知）

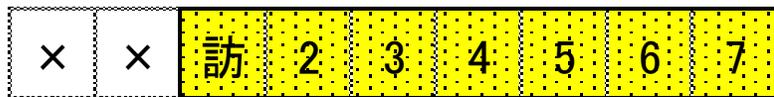
(1) 算定対象日初日に訪問支援を実施かつ以降1週間に1回以上の訪問支援を実施した場合

#### ▼入院・外泊時加算(Ⅱ)算定対象日初日

	訪	2	3	4	5	6	7	訪	2	3	4	訪	2	3	4	5	6	7	×								
入院日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

(2) 算定対象日初日を過ぎて訪問支援を実施した場合

▼算定対象日初日

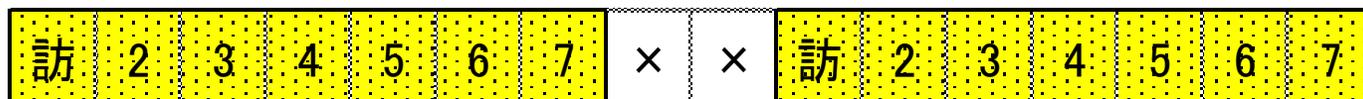


(3) 算定対象日初日以前に訪問支援を実施した場合

▼算定対象日初日



(4) 訪問支援実施日と次の訪問支援実施日が1週間以上空いている場合



※上記4事例については、それぞれ  が算定可能日となる。

## (7) 重度障害者支援加算の算定について

### ○重度障害者支援加算（Ⅰ）

☑ 医師意見書により特別な医療が必要とされる者等が一定数いないにもかかわらず加算を算定していた。

☑ 対象者がいないにもかかわらず上乗せ分（22単位）を算定していた。

### ○重度障害者支援加算（Ⅱ）

☑ 基礎研修修了者の勤務数に応じた算定がなされていない。

### 【ポイント】

**入所者の受給者証**（関係法令等：報酬告示別表第9の3のイ、留意事項通知第二の2の（9）の⑤）

**夜勤従事者の確認**（関係法令等：報酬告示別表第9の3のロ、留意事項通知第二の2の（9）の⑤）

### 【加算の算定要件】

#### ○重度障害者支援加算（Ⅰ）

・ 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（略）の数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、（略）看護職員又は生活支援員を1人以上配置している場合に算定する。

・ 区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が**2人以上**利用している場合に算定できる。

⇒ 対象者は、基本的には“**受給者証**”で確認する。

## ○重度障害者支援加算（Ⅱ）

### 《生活介護》

・個別の支援の評価については、**基礎研修修了者** 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できるとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として **4 時間程度は従事する** 必要があることに留意すること。

### 《施設入所》

・個別の支援の評価については、**基礎研修修了者** 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できるとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として **4 時間程度は従事する** 必要があることに留意すること。

# Ⅲ 令和6年度生活介護・短期入所・施設入所に係る報酬改定内容について

## ● 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

### (1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

- ① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ② 医療と福祉の連携の推進
- ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

### (2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
- ② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

### (3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

## サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、**サービス提供時間別に細やかに設定**する。  
なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、**個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本**とすることなど一定の配慮を設ける。

また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

**【留意事項通知】**

(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。

(中略)

また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。

ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路(片道)と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。

## 【留意事項通知(続き)】

- ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間(サービス提供時間が6時間未満)にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- エ 送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等)に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&amp;A VOL.1(令和6年3月29日)

(生活介護のサービス提供時間の取扱い①)

問26 平日の営業時間が9時～16時(7時間)の事業所において、土日祝日の営業時間を平日と異なり9時～12時(3時間)と短時間としている場合、平日と同様に、サービス提供時間を7時間として算定して良いか。

(答)

土日祝日において、運営規定に定める営業時間を、平日より短時間としている場合には、現にサービスを提供した時間(この場合においては3時間)で報酬を算定すること。

なお、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、この限りではない。

(生活介護のサービス提供時間の取扱い②)

問27 留意事項通知(6)②(-)ウに関して、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、例示されている医療的ケアが必要な者、重症心身障害者、強度行動障害を有する者、盲ろう者に限られるのか。

(答)

限られるものではない。例えば、重度の身体障害や精神障害等に起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、市町村において、利用者の状態等を勘案し判断されたい。

(生活介護のサービス提供時間の取扱い③)

問28 留意事項通知(6)②(一)ウに関して、「日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要する」場合については、実際に要した時間を、令和6年4月当初には見込むことが困難と考えられるが、前月の支援状況等を基に、おおよその見込みで所要時間を計算しても差し支えないか。

(答)

差し支えない。なお、生活介護計画の見直しの際には、支援実績等を勘案して見直しを行うこと。

(生活介護のサービス提供時間の取扱い④)

問29 生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

(答)

標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

- (イメージ) ・サービス提供時間4時間  
 ・送迎に係る配慮1時間  
 ・障害特性に係る配慮30分  
 ・送迎時の移乗等30分

---

合計のサービス提供時間6時間

## 《延長支援加算の見直し》

## [現行]

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 61単位／日
- (2) 延長時間 1 時間以上の場合 92単位／日

## [見直し後]

- (1) 所要時間 **9 時間以上10時間未満** の場合 100単位／日
- (2) 所要時間 **10時間以上11時間未満** の場合 200単位／日
- (3) 所要時間 **11時間以上12時間未満** の場合 300単位／日
- (4) 所要時間 **12時間以上** 400単位／日

- ・ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で 8 時間以上 9 時間未満まで設定することから、9 時間以上の支援を評価する。  
(**施設入所者については、延長支援加算は算定できない。**)

## 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

- ・生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

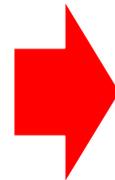
### 【留意事項通知】

報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用するが、指定生活介護等においては、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)を算定することができる。

## 《常勤看護職員等配置加算の見直し（拡充）》

[現行]

- イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）
- ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）
- ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）



[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

- (1) 利用定員が5人以下 32単位／日
- (2) 利用定員が6人以上10人以下 30単位／日
- (3) 利用定員が11人以上20人以下 28単位／日
- (4) 利用定員が21人以上30人以下 24単位／日
- (5) 利用定員が31人以上40人以下 19単位／日
- (6) 利用定員が41人以上50人以下 15単位／日
- (7) 利用定員が51人以上60人以下 11単位／日
- (8) 利用定員が61人以上70人以下 10単位／日
- (9) 利用定員が71人以上80人以下 8単位／日
- (10) 利用定員が81人以上 6単位／日

・ 医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、**看護職員の配置人数に応じた評価**を行う。

## 《 人員配置体制加算の見直し（拡充） 》

[現行]

- イ 人員配置体制加算（Ⅰ） ※1.7:1
  - (1) 利用定員が20人以下 265単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 212単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 197単位／日
- ロ 人員配置体制加算（Ⅱ） ※2:1
  - (1) 利用定員が20人以下 181単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 136単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 125単位／日
- ハ 人員配置体制加算（Ⅲ） ※2.5:1
  - (1) 利用定員が20人以下 51単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 38単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 33単位／日



[見直し後]

- イ 人員配置体制加算（Ⅰ） ※1.5:1
  - (1) 利用定員が20人以下 321単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 263単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 245単位／日
- ロ 人員配置体制加算（Ⅱ） ※1.7:1
  - (1) 利用定員が20人以下 265単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 212単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 197単位／日
- ハ 人員配置体制加算（Ⅲ） ※2:1
  - (1) 利用定員が20人以下 181単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 136単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 125単位／日
- ニ 人員配置体制加算（Ⅳ） ※2.5:1
  - (1) 利用定員が20人以下 51単位／日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下 38単位／日
  - (3) 利用定員が61人以上 33単位／日

・ 医療的ケアが必要な者など、**重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価**する。

**【留意事項通知】**

(一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(I)から(IV)までについては、次のア、イ、ウ、エごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。なお、生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数(利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数として計算を行う)を開所日数で除して得た数としていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。(前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2以下を切り上げるものとする。

## ア 人員配置体制加算(I)

(i) **指定生活介護事業所**において生活介護を行う場合

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。

- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

## 【留意事項通知(続き)】

(ii) **指定障害者支援施設等**において生活介護を行う場合

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

(iii) **共生型生活介護事業所**において共生型生活介護を行う場合

- ・ 区分5 若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型本体事業」という。)の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。
- ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

イ 人員配置体制加算(Ⅱ) 《略》

ウ 人員配置体制加算(Ⅲ) 《略》

エ 人員配置体制加算(Ⅳ) 《略》

**《 喀痰吸引等実施加算【新設】 》 30 単位／日**

**医療的ケアが必要な者**であって**喀痰吸引等が必要なもの**に対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

**《 入浴支援加算【新設】 》 80 単位／日**

**医療的ケアが必要な者**又は**重症心身障害者**に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

**【留意事項通知】**

- (一) 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。
- (二) 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言指導を受けた職員が実施することが望ましい。

## 【厚生労働大臣が定める者(入浴支援加算対象者)】

- ・ スコア表の項目の欄(※)に掲げるいずれかの**医療行為を必要とする状態である者**
- ・ **重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複**している障害者

## ※ 判定スコア(スコア)

- |  |   |
|--|---|
| (1) レスピレーター管理=10   | (9) 経管(経鼻・胃ろう含む。)=5                             |
| (2) 気管内挿管、気管切開=8   | (10) 腸ろう・腸管栄養=8                                 |
| (3) 鼻咽いん頭エアウェイ=5   | (11) 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)=3                     |
| (4) O <sub>2</sub> 吸入又はspO <sub>2</sub> 90パーセント以下の<br>状態が10パーセント以上=5 | (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による<br>更衣と姿勢修正を3回/日以上=3 |
| (5) 1回/時間以上の頻回の吸引=8、6回/日<br>以上の頻回の吸引=3                               | (13) 継続する透析(腹膜灌かん流を含む。)=10                      |
| (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用=3   | (14) 定期導尿3回/日以上=5                               |
| (7) IVH=10   | (15) 人工肛門=5                                     |
| (8) 経口摂取(全介助)=3  | (16) 体位交換6回/日以上=3                               |

## ≪ 栄養改善加算【新設】 ≫ 200単位／回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、**3月以内**の期間に限り**1月に2回を限度**として所定単位数を加算する。

ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により**管理栄養士を1名以上配置**していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した**栄養ケア計画を策定**していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、**管理栄養士等が栄養改善サービスを行っている**とともに、利用者の**栄養状態を定期的に記録**していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の**進捗状況を定期的に評価**していること。

**≪ 栄養スクリーニング加算【新設】 ≫ 5 単位／回**

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、**1回**につき所定単位数を加算する。

**【留意事項通知】**

- (一) 栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。なお、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握すること。
- (二) 栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について次に掲げる項目の確認を行い、確認した情報を相談支援専門員に対し、提供すること。なお、栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知するので参照されたい。
- ア BMI
  - イ 体重変化割合
  - ウ 食事摂取量
  - エ その他栄養状態リスク

**【留意事項通知(続き)】**

- (三) 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- (四) 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供が必要だと判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

## 《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

## [現行]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、**1日**につき所定単位数に**100単位**を加算する。

## [見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、**1日**につき所定単位数に**100単位**を加算する。**加えて**、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を**一以上配置**し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を**開始した日**について、1日につき所定単位数に**更に200単位**を加算する。

## 【留意事項通知】

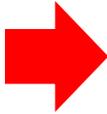
市町村により地域生活支援拠点等として 《中略》 指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。

指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者(障害児にあつては、こども家庭庁長官が定める児童等(厚生労働省告示第270号)の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児)を支援した場合は、さらに200単位を加算するものとする。

なお、《中略》

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

## 《緊急短期入所受入加算の見直し》

	[現行]		[見直し後]
イ 緊急短期入所受入加算 (I)	180単位/日		270単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II)	270単位/日		500単位/日

## ◀ 福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】 ▶

## ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）

- （一）区分6      1,107単位／日
- （二）区分5      977単位／日
- （三）区分4      846単位／日
- （四）区分3      784単位／日
- （五）区分1及び区分2      715単位／日

## ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）

- （一）区分3      977単位／日
- （二）区分2      816単位／日
- （三）区分1      715単位／日

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- ・ 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

**《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120 単位／日**

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

**《重度障害児・障害者対応支援加算【新設】》 30 単位／日**

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

**【留意事項通知】**

## ⑫ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算の注1については、福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、**看護職員を必要とされる数以上配置した上で**、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの**医療行為を必要とする状態である利用者に対して**指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。  
なお、この場合において、**看護職員は常勤、非常勤を問わない**ものであること。

## 《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》

- イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） 1,000 単位／日  
ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） 500 単位／日

※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

## 【留意事項通知】

報酬告示第7の13の2のイの**医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)**については、当該指定短期入所事業所等の**医師**又は医師の指示を受けた**看護職員**が、居宅等を訪問し、医療的ケア児(者)の支援を行うにあたり必要な医療的ケアの実施方法の確認、当該医療的ケア児(者)の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを利用するにあたり必要な情報の把握(以下「利用前支援」という。)を行い、その内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、当該**医療的ケア児(者)**と**その家族等**及び指定短期入所事業所等の**職員と共有した場合に算定**する。

また、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行することが望ましい。

なお、同一短期入所事業所においては**1度限りの算定**とするが、当該事業所を1年以上利用していない場合にはその限りではない。

報酬告示第7の13の2のロの**医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)**については、利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、当該医療的ケア児(者)の個人情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、当該**医療的ケア児(者)**又は**その家族に同意を得ること。**

## 基本報酬の定員区分の見直しの見直し

- ・利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を**10人ごとに設定**する。

## 《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- ・指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ・指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

◀ **地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】** ▶

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

### 《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、**1日につき5単位**を減算する。（令和8年度から減算を実施。）

### 《地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】》60単位／日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、**1月につき3回を限度**として所定単位数を算定する。

### 《地域移行支援体制加算【新設】》

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、**入所定員を1名以上減らした場合を評価**するための加算を創設する。

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、**1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算**する。

**《通院支援加算【新設】》 17 単位／回**

- ・ 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

**《夜間看護体制加算の見直し》 60 単位／日**

[現行]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、（中略）1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35 単位に看護職員 1 に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

## 《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

## [現行]

- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤 2人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤 3人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
夜勤 3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1人を加えて得た数以上

## [見直し後]

- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 **夜勤 1.9人以上**
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 **夜勤 2.9人以上**
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
夜勤 3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1人を加えて得た数以上 (加える数を **1人に限り 0.9** とすることができる。)